

議案第64号

鳥取県税条例等の一部改正について

次のとおり鳥取県税条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年3月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県税条例等の一部を改正する条例

（鳥取県税条例の一部改正）

第1条 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(住宅借入金等特別控除)

第24条の3 略

2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(寄附金税額控除)

第24条の4 略

2 所得割の納税義務者が前年中に法第37条の2第1項第1号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7

(住宅借入金等特別控除)

第24条の3 略

2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）において、前項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(寄附金税額控除)

第24条の4 略

条第5項の規定による申告特例通知書の送付があった場合においては、法附則第7条の2第2項（法附則第7条の3第1項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する申告特例控除額を当該納税義務者の前項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

3 略

4 略

（法人の均等割の税率）

第41条 法人の均等割の税率は、次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

法人	税率
(1) 次に掲げる法人	年額 2万円
ア～エ 略	
オ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業	

2 略

3 略

（法人の均等割の税率）

第41条 法人の均等割の税率は、次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

法人	税率
(1) 次に掲げる法人	年額 2万円
ア～エ 略	
オ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業	

を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額(その額が資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合は、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額。以下この表において同じ。)が1,000万円以下であるもの

略

(配当割の特別徴収義務者)

第53条の6 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受け
るべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当
等の支払をする者(当該特定配当等が法第71条の29に規定する国
外特定配当等(次条において「国外特定配当等」という。))、租
税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当
等(次条において「上場株式等の配当等」という。)又は同法第

を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもの

略

(配当割の特別徴収義務者)

第53条の6 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受け
るべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当
等の支払をする者(当該特定配当等が法第71条の29に規定する国
外特定配当等(次条において「国外特定配当等」という。))、租
税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当
等(次条において「上場株式等の配当等」という。)又は同法第

41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額（次条において「償還金に係る差益金額」という。）である場合において、その支払を取り扱う者があるときは、その者とする。

（法人の事業税の課税標準）

第55条 略

2 前項の課税標準は、法第72条の14から第72条の24の3まで、第72条の24の5及び第72条の24の6並びに法附則第9条の規定により算定される金額とする。

41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額（次条において「償還金に係る差益金額」という。）である場合にあつては、その支払を取り扱う者とする。

（法人の事業税の課税標準）

第55条 略

2 前項の表の課税標準の欄に定める各事業年度の付加価値額は、法第72条の15の規定により算定される各事業年度の報酬給与額、法第72条の16の規定により算定される各事業年度の純支払利子及び法第72条の17の規定により算定される純支払賃借料の合計額と法第72条の18の規定により算定される各事業年度の単年度損益との合計額による。

3 第1項の表の課税標準の欄に定める各事業年度の資本金等の額は、法第72条の21の規定により算定される金額による。

4 第1項の表の課税標準の欄に定める各事業年度の所得は、法第

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) に掲げる 事業以外 の事業	外形標準課税対象法人(受託法人(法第72条の2の2第3項に規定する受託法	各事業年度の付加価値額	<u>100分の0.72</u>
	人(法第72条の2の2第3項に	各事業年度の資本金等の額	<u>100分の0.3</u>
	規定する受託法	各事業年度の所得の	<u>100分の3.1</u>

72条の23の規定により算定される金額による。

5 第1項の表の課税標準の欄に定める各事業年度の収入金額は、法第72条の24の2の規定により算定される金額による。

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) に掲げる 事業以外 の事業	外形標準課税対象法人(受託法人(法第72条の2の2第3項に	各事業年度の付加価値額	<u>100分の0.48</u>
	人(法第72条の2の2第3項に	各事業年度の資本金等の額	<u>100分の0.2</u>
	規定する受託法	各事業年度の所得の	<u>100分の3.8</u>

人をいう。以下この条及び次条において同じ。)を除く。次項において同じ。)	うち年400万円以下の金額	
	各事業年度の所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額	<u>100分の4.6</u>
	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の6</u>

略

略

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同

人をいう。以下この条及び次条において同じ。)を除く。次項において同じ。)	うち年400万円以下の金額	
	各事業年度の所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額	<u>100分の5.5</u>
	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の7.2</u>

略

略

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同

表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額（外形標準課税対象法人にあっては、合計額）とする。

法人	金額	税率
外形標準課	各事業年度の付加価値額	<u>100分の0.72</u>
税対象法人	各事業年度の資本金等の額	<u>100分の0.3</u>
	各事業年度の所得	<u>100分の6</u>
略		

4・5 略

（法人の事業税の税率の特例）

第58条の2 平成27年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税については、前条の規定にかかわらず、次項から第5項までに定めるところによる。

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表

表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額（外形標準課税対象法人にあっては、合計額）とする。

法人	金額	税率
外形標準課	各事業年度の付加価値額	<u>100分の0.48</u>
税対象法人	各事業年度の資本金等の額	<u>100分の0.2</u>
	各事業年度の所得	<u>100分の7.2</u>
略		

4・5 略

（法人の事業税の税率の特例）

第58条の2 平成26年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税については、前条の規定にかかわらず、次項から第5項までに定めるところによる。

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表

の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) に掲げる 事業以外 の事業	外形標準課税対象法人（受託法人を除く。次項において同じ。）	各事業年度の付加価値額	<u>100分の0.72</u>
		各事業年度の資本金等の額	<u>100分の0.3</u>
		各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の1.6</u>
		各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の2.3</u>
		各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の3.1</u>

の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) に掲げる 事業以外 の事業	外形標準課税対象法人（受託法人を除く。次項において同じ。）	各事業年度の付加価値額	<u>100分の0.48</u>
		各事業年度の資本金等の額	<u>100分の0.2</u>
		各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の2.2</u>
		各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の3.2</u>
		各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の4.3</u>

略	略
---	---

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額(外形標準課税対象法人にあつては、合計額)とする。

法人	金額	税率
外形標準課	各事業年度の付加価値額	<u>100分の0.72</u>
税対象法人	各事業年度の資本金等の額	<u>100分の0.3</u>
	各事業年度の所得	<u>100分の3.1</u>
略		

4・5 略

略	略
---	---

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額(外形標準課税対象法人にあつては、合計額)とする。

法人	金額	税率
外形標準課	各事業年度の付加価値額	<u>100分の0.48</u>
税対象法人	各事業年度の資本金等の額	<u>100分の0.2</u>
	各事業年度の所得	<u>100分の4.3</u>
略		

4・5 略

(地方消費税の納税義務者等)

第70条 地方消費税は、法第72条の77第1号に規定する事業者（法第72条の78第2項各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める場所が県内に所在するものに限る。）の行った課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち同項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（同法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。）については当該事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者（同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される者に限る。）を除く。）に対し譲渡割によって、同法第2条第1項第11号に規定する課税貨物については当該課税貨物を同項第2号に規定する保税地域（県内に所在する保税地域に限る。）から引き取る者に対し貨物割によって課する。

(地方消費税の納税義務者等)

第70条 地方消費税は、法第72条の78第2項各号に掲げる事業者のうち、それぞれ当該各号に定める場所が県内に所在するもの（以下この条において「事業者」という。）の行った消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等（以下「課税資産の譲渡等」という。）については当該事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務がすべて免除される事業者に限る。）を除く。）に対し譲渡割によって、同法第2条第1項第11号に規定する課税貨物については当該課税貨物を同項第2号に規定する保税地域（県内に所在する保税地域に限る。）から引き取る者に対し貨物割によって課する。

2 略

(不動産取得税の課税標準)

第77条 略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第77条の2 法第73条の14又は法附則第11条の規定の適用を受ける

不動産取得税の課税標準は、これらの規定により算定される金額とする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第78条 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第77条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間に行われた場合に限

2 略

(不動産取得税の課税標準)

第77条 略

(宅地等の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第78条 宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によって決定されるものをいう。）を取得

り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

(不動産取得税の税率の特例)

第80条 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第92条 法第73条の27の2第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から6月以内に同条第1項に規定する耐震改修を行うことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告

した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、前条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成27年3月31日までの間に行われた場合に限る、当該土地の価格の2分の1の額とする。

(不動産取得税の税率の特例)

第80条 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第92条 法第73条の27の2第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から6月以内に同条第1項に規定する耐震改修を行うことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告

をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 耐震改修の着工及び完成の予定年月日

(5) 略

2 略

をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 耐震改修をする予定年月日

(5) 略

2 略

第109条から第112条まで 削除

(宅地建物取引業者による中古住宅の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第109条 法附則第11条の4第4項の規定の適用を受けようとする

宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第167号）

第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）

は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申

告書を知事に提出しなければならない。

(1) 住宅を取得した宅地建物取引業者の住所又は所在地及び氏

名又は名称

(2) 住宅の所在、家屋番号、用途及び床面積

(3) 住宅を取得した年月日

(4) その他知事が必要であると認める事項

2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

い。

(1) 当該住宅が法附則第11条の4第4項に規定する住宅性能向

上改修住宅に該当することを証明する書類

(2) 当該住宅を譲渡した個人に対し宅地建物取引業法第37条第

1項の規定により交付した書面の写し

(3) その他知事が必要であると認める書類

3 第84条第1項の申告書を提出する者で、法附則第11条の4第4

項の規定の適用を受けようとするものは、住宅の取得につき同項

の規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提

出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができ

る。この場合においては、第84条第1項の申告書に前項の書類を

添付しなければならない。

(宅地建物取引業者による中古住宅の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第110条 法附則第11条の4第5項の規定による徴収猶予の適用を

受けようとする宅地建物取引業者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から2年以内に改修工事を行うことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による当該住宅の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1) 住宅を取得した宅地建物取引業者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 住宅の所在、家屋番号、用途及び床面積

(3) 住宅を取得した年月日

(4) 改修工事の着工及び完成の予定年月日

(5) その他知事が必要であると認める事項

2 法附則第11条の4第5項の規定による不動産取得税の還付を受

けようとする宅地建物取引業者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条第1項各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

第111条及び第112条 削除

(たばこ税の税率の特例)

第118条 次の各号に掲げる期間内に第115条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われるたばこ事業法（昭和59年法律第68号）附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、前条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき481円

(たばこ税の税率の特例)

第118条 たばこ事業法（昭和59年法律第68号）附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、前条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき411円とする。

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本に

つき551円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本に

つき656円

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第124条 略

2 前項の不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額に係る納期限は、前条の通知をした日から1月を経過する日とする。

(自動車取得税の課税標準)

第134条の9 略

(自動車取得税の課税標準の特例)

第134条の9の2 法附則第12条の2の5の規定の適用を受ける自

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第124条 略

2 前項の不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額に係る納期限は、前条の通知をした日から1月を経過した日とする。

(自動車取得税の課税標準)

第134条の9 略

自動車取得税の課税標準は、同条の規定により算定される金額とする。

(自動車取得税の税率の特例)

第134条の11 略

2 法附則第12条の2の3第2項に掲げる自動車~~で初めて新規登録等~~（法附則第12条の2の2第2項に規定する新規登録等をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の5第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、前条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

3 法附則第12条の2の3第3項に掲げる自動車~~で初めて新規登録~~

(自動車取得税の税率の特例)

第134条の11 略

2 法附則第12条の2の3第2項に掲げる自動車~~及び同条第4項において準用する同条第2項第1号イに掲げる自動車~~で初めて新規登録等（法附則第12条の2の2第2項に規定する新規登録等をいう。次項において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の5第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、前条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

3 法附則第12条の2の3第3項に掲げる自動車~~及び同条第4項に~~

等を受けるものの取得（前項又は法附則第12条の2の5第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

4 法附則第12条の2の3第4項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は法附則第12条の2の5第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

において準用する同条第3項第1号イに掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は法附則第12条の2の5第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

5 法附則第12条の2の3第5項に規定するガソリン自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は法附則第12条の2の5第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

（自動車取得税に係る不足税額等の納付手続）

第134条の21 略

2 前項の不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額に係る納期限は、前条の通知をした日から1月を経過する日とする。

（狩猟税の税率）

5 法附則第12条の2の3第5項に規定するガソリン自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は法附則第12条の2の5第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

（自動車取得税に係る不足税額等の納付手続）

第134条の21 略

2 前項の不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額に係る納期限は、前条の通知をした日から1月を経過した日とする。

（狩猟税の税率）

第208条 略

2 略

3 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場
合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前2項の規
定にかかわらず、前2項に規定する税率に当該各号に定める割合
を乗じた税率とする。

(1) 放鳥獣猟区（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関
する法律（平成14年法律第88号）第68条第2項第4号に規定す
る放鳥獣猟区をいう。次号において同じ。）のみに係る狩猟者
の登録 4分の1

(2) 略

(狩猟税の税率の特例)

第208条の2 法附則第32条の2第1項本文（同条第2項において
準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける狩猟者の登録に係
る狩猟税の税率は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、

第208条 略

2 略

3 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場
合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前2項の規
定にかかわらず、前2項に規定する税率に当該各号に定める割合
を乗じた税率とする。

(1) 放鳥獣猟区（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
（平成14年法律第88号）第68条第2項第4号に規定する放鳥獣
猟区をいう。次号において同じ。）のみに係る狩猟者の登録
4分の1

(2) 略

(狩猟税の税率の特例)

第208条の2 平成20年4月1日から平成28年3月31日までの間に
受ける狩猟者の登録であって次に掲げる登録のいずれかに該当す
るものに係る狩猟税の税率は、前条第1項及び第2項の規定にか

同条第1項又は第2項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。

かわらず、同条第1項又は第2項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。

(1) 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録

(2) 前号の狩猟者の登録（以下この号において「軽減税率適用登録」という。）を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同一の種類の狩猟免許について当該軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおける当該狩猟者の登録

第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(県民税の納税義務者等)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、<u>法第23条第1項第18号に規定する恒久的施設</u>をもって、その事務所又は事業所とする。</p> <p>4～7 略</p>	<p>(県民税の納税義務者等)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、<u>その事業が行われる場所で法第24条第3項の施行令で定めるもの</u>をもって、その事務所又は事業所とする。</p> <p>4～7 略</p>
<p>(法人の区分経理の義務)</p> <p>第56条 医療法人又は医療施設（<u>法第72条の23第2項の施行令</u>で定めるものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会（法第72条の5第1項第5号に規定する特定農業協同組合連合会を除く。）で事業税の納税義務があるものは、当該法人の事業から生</p>	<p>(法人の区分経理の義務)</p> <p>第56条 医療法人又は医療施設（<u>法第72条の23第1項の施行令</u>で定めるものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会（法第72条の5第1項第5号に規定する特定農業協同組合連合会を除く。）で事業税の納税義務があるものは、当該法人の事業から生</p>

ずる所得について、法第72条の23第2項の規定によって当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額又は法人税法第81条の18第1項に規定する個別帰属益金額及び同項に規定する個別帰属損金額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

2 略

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) に掲げる	外形標準課税対 象法人(受託法	各事業年度の付加価 値額	100分の0.96

ずる所得について、法第72条の23第1項ただし書の規定によって当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額又は法人税法第81条の18第1項に規定する個別帰属益金額及び同項に規定する個別帰属損金額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

2 略

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) に掲げる	外形標準課税対 象法人(受託法	各事業年度の付加価 値額	100分の0.72

事業以外の事業	人（法第72条の2の2第3項に規定する受託法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）を除く。次項において同じ。）	各事業年度の資本金	<u>100分の0.4</u>
		等の額	
		各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の2.5</u>
		各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の3.7</u>
		各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の4.8</u>
略			
略			

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のも

事業以外の事業	人（法第72条の2の2第3項に規定する受託法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）を除く。次項において同じ。）	各事業年度の資本金	<u>100分の0.3</u>
		等の額	
		各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.1</u>
		各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の4.6</u>
		各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の6</u>
略			
略			

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のも

の及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額（外形標準課税対象法人にあっては、合計額）とする。

法人	金額	税率
外形標準課	各事業年度の付加価値額	<u>100分の0.96</u>
税対象法人	各事業年度の資本金等の額	<u>100分の0.4</u>
	各事業年度の所得	<u>100分の4.8</u>
略		

4・5 略

(法人の事業税の税率の特例)

第58条の2 平成28年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税については、前条の規定にかかわらず、次項から第5項までに定めるところによる。

の及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額（外形標準課税対象法人にあっては、合計額）とする。

法人	金額	税率
外形標準課	各事業年度の付加価値額	<u>100分の0.72</u>
税対象法人	各事業年度の資本金等の額	<u>100分の0.3</u>
	各事業年度の所得	<u>100分の6</u>
略		

4・5 略

(法人の事業税の税率の特例)

第58条の2 平成27年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税については、前条の規定にかかわらず、次項から第5項までに定めるところによる。

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) 外形標準課税対 に掲げる 事業以外 の事業	象法人（受託法人を除く。次項において同じ。）	各事業年度の付加価値額	<u>100分の0.96</u>
		各事業年度の資本金等の額	<u>100分の0.4</u>
		各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の0.9</u>
		各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の1.4</u>

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) 外形標準課税対 に掲げる 事業以外 の事業	象法人（受託法人を除く。次項において同じ。）	各事業年度の付加価値額	<u>100分の0.72</u>
		各事業年度の資本金等の額	<u>100分の0.3</u>
		各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の1.6</u>
		各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の2.3</u>

	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の1.9</u>
略		
略		

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額(外形標準課税対象法人にあっては、合計額)とする。

法人	金額	税率
外形標準課	各事業年度の付加価値額	<u>100分の0.96</u>
税対象法人	各事業年度の資本金等の額	<u>100分の0.4</u>
	各事業年度の所得	<u>100分の1.9</u>

	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の3.1</u>
略		
略		

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額(外形標準課税対象法人にあっては、合計額)とする。

法人	金額	税率
外形標準課	各事業年度の付加価値額	<u>100分の0.72</u>
税対象法人	各事業年度の資本金等の額	<u>100分の0.3</u>
	各事業年度の所得	<u>100分の3.1</u>

略

4・5 略

第118条 削除

略

4・5 略

(たばこ税の税率の特例)

第118条 次の各号に掲げる期間内に第115条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われるたばこ事業法（昭和59年法律第68号）附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、前条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき481円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき551円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本に

つき656円

(鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成25年鳥取県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第3条及び附則第4条の規定 <u>平成29年4月1日</u></p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第3条及び附則第4条の規定 <u>平成27年10月1日</u></p> <p><u>2 前項第1号に掲げる規定は、地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)が施行されないときは、施行しない。</u></p>

第4条 第3条の規定による改正後の鳥取県税条例第72条の規定は、平成29年4月1日以後に事業者が行う課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等（消費税法第2条第1項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。以下同じ。）を除く。）及び特定課税仕入れ（同法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。以下同じ。）並びに同日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等（平成27年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等については、特定資産の譲渡等を除く。）及び特定課税仕入れ並びに平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

第4条 第3条の規定による改正後の鳥取県税条例第72条の規定は、平成27年10月1日以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び同日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、平成26年4月1日から平成27年9月30日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び平成26年4月1日から平成27年9月30日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第 号。以下「地方税法等改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中鳥取県税条例第208条第3項第1号の改正規定 平成27年5月29日

(2) 第1条中鳥取県税条例第70条第1項の改正規定及び第3条中鳥取県税条例の一部を改正する条例附則第4条の改正規定並びに附則第6条の規定 平成27年10月1日

(3) 第1条中鳥取県税条例第53条の6の改正規定及び次条第3項の規定 平成28年1月1日

(4) 第1条中鳥取県税条例第118条の改正規定及び第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条、第5条及び第8条の規定 平成28年4月1日

(5) 第2条中鳥取県税条例第118条の改正規定及び附則第9条の規定 平成31年4月1日

（県民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成26年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条の4第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

3 新条例第53条の6の規定は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第15号に規定する特定配当等について適用し、同日前に支払を受けるべき同号に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

5 地方税法等改正法附則第6条第10項に規定する法人の施行日以後に開始する最初の事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する最初の連結事業年度分の法人の県民税についての新条例第41条の規定の適用については、同条の表中「その額が資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合は、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第 号）第1条の規定による改正前の法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう」とする。

第3条 第2条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「28年新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

第5条 28年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中地方消費税に関する部分は、平成27年10月1日以後に事業者（地方税法第72条の77第1号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）が行う消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等（同項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等を除く。）及び同法第5条第1項に規定する特定課税仕入れに係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った同法第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等に係る地方消費税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第7条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日前に課した、又は課すべきであった紙巻たばこ三級品（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこをいう。以下同じ。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日前に第1条の規定による改正前の鳥取県税条例第115条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（地方税法第74条の6第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のために所持する卸売販売業者等（同法第74条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者（同法第74条第4号に規定する小売販売業者をいう。以下同じ。）がある場合において、地方税法等改正法附則第12条第3項の規定によりこれらの者が卸売販売業者等と

して当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなされるときは、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数を課税標準として、1,000本につき70円の県たばこ税を課する。

3 平成29年4月1日前に新条例第115条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（地方税法第74条の6第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下同じ。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のために所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、地方税法等改正法附則第12条第9項の規定によりこれらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなされるときは、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数を課税標準として、1,000本につき70円の県たばこ税を課する。

4 平成30年4月1日前に新条例第115条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のために所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、地方税法等改正法附則第12条第11項の規定によりこれらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなされるときは、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数を課税標準として、1,000本につき105円の県たばこ税を課する。

第9条 別段の定めがあるものを除き、28年新条例の規定中県たばこ税に関する部分は、平成31年4月1日以後に課すべき県たばこ税について適用し、同日前に課した、又は課すべきであった紙巻たばこ三級品に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成31年4月1日前に新条例第115条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のために所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、地方税法等改正法附則第12条第13項の規定によりこれらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなされるときは、当該売り渡したものとみな

される紙巻たばこ三級品の本数を課税標準として、1,000本につき204円の県たばこ税を課する。

(自動車取得税に関する経過措置)

第10条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日
前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(狩猟税に関する経過措置)

第11条 新条例第208条の2の規定は、施行日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟
税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

(規則への委任)

第12条 第189回国会において地方税法等の一部を改正する法律案が原案どおり成立しない場合における新条例及び28年新条例の規定の適
用に関し必要な事項その他この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。